

ニュースポーツ・パラスポーツ講師派遣事業実施要領

長野県体育センター

1 目的

県民の体力向上・健康増進とスポーツ活動の定着化・障がい者スポーツの普及に向けて、いつでも、どこでも、だれでも気軽にスポーツを楽しむことができるよう、ニュースポーツ・パラスポーツの紹介や指導を行う体験会・研修会に対して、専門主事を講師派遣します。

2 事業内容

次の掲げる体験会・研修会、スポーツ指導者研修会の講師として、専門主事を派遣します。

- (1) 学校等が行うニュースポーツ・パラスポーツへの理解を深めることを目的とする体験会・研修会
学校、校長会、教育会、教職員組合等が主催する講習会
- (2) 地域のスポーツ指導者講習会
市町村教育委員会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ・福祉団体等が主催する講習会

3 派遣費用

専門主事の派遣に要する経費（旅費等）は、県が負担します。

4 派遣申請について

講師派遣を希望する団体は、「【様式2】ニュースポーツ・パラスポーツ指導者用 専門主事派遣申請書」を体育センターあてに提出してください。

5 派遣決定について

体育センター所長は、専門主事の派遣について、講師派遣の可否について検討し、派遣が適当と認める場合に、派遣申請団体に対して、派遣決定通知を送付します。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。